

新型コロナウイルス感染症の入院給付金のご請求について

【陽性診断日が2022年9月26日以降のお客さま】

新型コロナウイルス感染症にて入院給付金のお支払いの条件

- 「陽性」または「みなし陽性」となり、保健所または医師の指示により療養または入院された方
- 次の条件のいずれかに該当し、重症化リスクが高く医師の管理下にある方
 - (1)65歳以上の方 (2)医療機関に入院した方 (3)妊娠されている方
 - (4)新型コロナ治療薬の投与または酸素投与を実施されている方

※「みなし陽性」とは、ご家族が罹患され、検査は行っていないが、医療機関等で新型コロナウイルス感染症の診断がされている方をいいます。

※ご自身で検査キットで調べた結果ではご請求ができません。必ず医療機関等で「陽性(またはみなし陽性)」の診断を受けてからご請求ください。

証明書類をご準備ください

お客さまの療養した場所や重症化リスクの条件により、ご準備いただく証明書類が異なりますので、以下の表をご確認いただき、証明書類をご準備ください。

※ご準備いただく証明書類が今後変更になる可能性があります。最新の情報は当社ホームページをご確認ください。

- **療養期間が8日以上の場合は、医療機関や保健所・自治体が発行する療養期間が記載された書類の提出が必要となります。**

療養場所	証明書類
自宅やホテル	My HER-SYS(マイハーシス)の「療養証明書」画面

↓「My HER-SYS」の提出ができない場合

自宅やホテル	次のいずれかの書類等に加え、条件に応じた証明書類を併せてご提出ください。		
	・PCR検査や抗原検査等の「 検査結果報告書 」 (氏名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの)		
	・自治体または保健所と陽性者がやり取りした「 メールの写し 」等 (氏名・検査日または検査結果判明日があるもの)		
	条件に応じた 証明書類	65歳以上の方	(追加の証明書類は不要)
		妊娠されている方	「 母子手帳 」(保護者の氏名が記載されている表紙)
コロナ治療薬を投与された方		薬局発行のコロナ治療薬の記載がある「 調剤明細書 」 「 薬剤情報提供書 」等	
酸素投与された方		医療機関発行の酸素投与の記載がある「 診療明細書 」等	

※既に保健所・自治体から発行された「療養証明書」をお持ちの場合は、その「療養証明書」をご利用いただけます。

療養場所	証明書類
医療機関	医療機関発行の入院期間の記載がある「 領収証 」「 診療明細書 」等

参考：新型コロナ治療薬の範囲（令和4年厚生労働省告示第255号）

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| ①カシリビマブ（遺伝子組換え）・イムデビマブ（遺伝子組換え） | ⑤ニルマトレルビル・リトナビル |
| ②ステロイド薬 | ⑥バリシチニブ |
| ③ソトロビマブ(遺伝子組換え) | ⑦モルヌピラビル |
| ④トシリズマブ(遺伝子組換え) | ⑧レムデシビル |